

大月税務署からのお知らせ

☆申告表はご自分で書いて提出はお早めに

所得税の申告と納税の期限 3月16日(月)

贈与税の申告と納税の期限 3月16日(月)

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税の期限 3月31日(火)

☆納税には、口座振替をご利用ください

所得税の口座振替日 4月22日(水)

個人事業者の消費税の講座振替日 4月27日(月)

◇所得税、消費税及び地方消費税の納税には、安全で便利な口座振替をお勧めします。

◇口座振替のご利用を希望される場合は「口座振替依頼書」を、上記の「申告書の提出及び納税の期限」までに税務署に提出(郵送)をお願いします。

◇「口座振替依頼書」は、税務署及び金融機関に用意しています。また「確定申告書の手引き」にも様式が掲載されていますので、切り離してご利用ください。(国税庁ホームページからダウンロードすることもできます)

◇納付書により納税される場合は、上記の納税の期限までに、最寄りの金融機関の窓口での納税をお願いします。

◇期限内に納税するため、早期から計画的に納税資金の準備をお願いします。

☆土地や建物を売却された方へ

平成20年中に土地や建物を売却された方は、譲渡所得について所得税の確定申告が必要となります。

なお、マイホームをお売りになったときの3,000万円の特別控除などの特例を受けようとする場合は、確定申告書の提出が要件となっていますので、ご注意ください。

☆贈与税の申告について

平成20年中に個人から土地、建物、現金、預貯金、株式、債券などの財産の贈与を受けた方で、その財産の合計額が110万円を超える方や「相続時精算課税」を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

また、次のような場合も、贈与税の課税対象となる場合があります。

◇無償で不動産や株式などの財産の名義を変更した場合

◇共同で不動産を購入し、購入資金の負担割合に応じた割合で持分の登記を行っていない場合

◇不動産や株式などを取得するために、父母などから資金を借入れた場合において、その返済が「出世払い」や「ある時払いの催促なし」のように、実質的に贈与と認められる場合

※贈与税の申告書は本年より税務署からは発送しませんが、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成でき、プリントアウトした申告書はそのまま郵便または信書便で提出することができます。

お分かりにならない点や詳細については、お気軽にお問い合わせください。 問合先 大月税務署 ☎(22)3151

※電話していただくと「電話センター」につながります。その後は自動音声に従ってください。

東京地方税理士会 大月支部からのお知らせ

東京地方税理士会大月支部では、社会貢献活動の一環として、平成20年分所得税・消費税の確定申告にあたり、次の日程と会場で「税の無料相談会」を行いますので、お気軽にご利用ください。

●年金及び医療費還付申告のための広域無料相談会

無料相談会

日時 2月12日(木)～13日(金)

午前10時～午後4時

会場 甲府市総合市民会館

●小規模納税者のための無料相談会

日時 2月16日(月)

午前10時～正午、午後1時～3時

会場 都留市役所 2階第一会議室

※所得金額が高額な方、相談内容が複雑な方、譲渡所得がある方はご遠慮ください。

●税理士記念日無料相談会(譲渡、相続、贈与などの相談も受け付けます)

日時 2月23日(月)

午前10時～正午、午後1時～4時

会場 東京地方税理士会大月支部事務局 会議室

問合先 東京地方税理士会大月支部

☎0555(22)8481